
3 5 0 7 . 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）

業務コード	業務名
E A M O 1	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）

1. 業務概要

以下の手続きに係る許可内容（以下、輸出等許可という。）の積込港をMAWB単位に一括変更するため、MAWB番号に関連付けられているHAWB情報に対する輸出等許可内容変更申請を行う。

本業務では以下の許可の内容を変更することが可能である。

- ①輸出申告
- ②特定委託輸出申告
- ③特定製造貨物輸出申告
- ④積戻し申告
- ⑤特定輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告
- ⑦輸出マニフェスト通関申告
- ⑧別送品輸出申告

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

本業務では処理対象のHAWB番号及びHAWB番号に係る申告等番号単位に処理を分割し、内部処理を行う。内部処理では、輸出等許可内容変更の事項登録及び申請を併せて行う。

2. 入力者

航空会社、通関業、混載業

3. 制限事項

- ① 1業務で入力可能なHAWB件数は、最大30件とする。
- ② 本業務により発生する申告等番号の枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 入力者が通関業の場合は、申告者と同一であること。
- ③ 入力者が通関業で申告者と異なる場合は、申告者との業務の受委託関係がシステムへ登録されていること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）輸出貨物情報DBチェック

（A）「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し（EAM）」業務を行わずEAMO1業務から直接入力して処理が行われた場合、入力されたMAWB番号に対して以下のチェックを行う。

- ① 入力されたMAWB番号が存在すること。
- ② MAWBであること。
- ③ 手作業移行されていないこと。
- ④ 一部でも搭載完了されていないこと。

(B) 入力されたHAWB番号に対して以下のチェックを行う。

- (a) 入力されたHAWB番号が存在すること。
- (b) 入力された申告等番号に係る貨物であること。
- (c) HAWBであること。
- (d) 入力されたMAWB番号で混載仕立てされていること。
- (e) 入力された通関蔵置場に全量蔵置されていること。
- (f) 仮陸揚げ貨物でないこと。
- (g) システム外許可済でないこと。
- (h) 輸出等許可済であること。
- (i) 輸出等許可内容変更の事項登録中または申請中でないこと。
- (j) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (k) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。
- (l) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。
- (m) 訂正保留となっていないこと。
- (n) 搭載完了登録されていないこと。
- (o) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
- (p) 貨物手作業移行されていないこと。
- (q) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認が登録されていること。
- (r) 他所蔵置場所で通関する場合は、他所蔵置許可申請番号が登録され、許可期間内であること。
- (s) 別送品輸出申告以外の場合は、UBG貨物でないこと。
- (t) 別送品輸出申告の場合は、UBG貨物であること。
- (u) 輸出申告の場合は、携帯品貨物でないこと。
- (v) ULDに積付けされていないこと。

(4) 輸出申告DBチェック

入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (B) 税関により以下の登録がされていないこと。
 - ①「輸出取止再輸入許可」
 - ②「積戻し取止」
 - ③「不積返送承認」
 - ④「輸出等許可後の手作業移行」
 - ⑤「積込港変更」
 - ⑥「数量変更」
 - ⑦「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」
 - ⑧「特定輸出許可取消」
- (C) 「輸出取止め再輸入申告事項登録（EEA）」業務が行われていないこと。

(5) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。

(B) 税関により以下の登録がされていないこと。

- ①「輸出取止再輸入許可」
- ②「不積返送承認」
- ③「輸出等許可後の手作業移行」
- ④「積込港変更」
- ⑤「数量変更」
- ⑥「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」

(C) E E A業務が行われていないこと。

(6) 別送品輸出申告DBチェック

入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

(A) 申告等番号が別送品輸出申告DBに存在すること。

(B) 税関により以下の登録がされていないこと。

- ①「別送品輸出取止再輸入許可」
- ②「別送品不積返送承認」
- ③「別送品輸出許可後の手作業移行」
- ④「積込港変更」
- ⑤「数量変更」

(7) 時間外執務要請届DBチェック

内部処理が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告番号の場合は、当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ③入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る別送品輸出申告番号の場合は、当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「D：別送品」または「F：別送品（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ④本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(8) その他のチェック

- (A) 申請官署は通関蔵置場を管轄する税関または当初許可税関であること。
- (B) MDA貨物の場合の申請官署は、MDA受付官署であること。
- (C) 別送品輸出申告の場合は、申請官署は別送品輸出申告受付官署であること。
- (D) 別送品輸出申告以外の場合は、申請官署は輸出申告受付官署であること。
- (E) 申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
- (F) 入力者が通関業以外で、通関蔵置場が入力者の管轄区域外である場合、以下のチェックを行う。
 - ①許可時の積込港を管轄する税関と、許可時のあて先官署を管轄する税関が異なること。
 - ②許可時（輸出許可内容変更されている場合は、直前の輸出許可内容変更承認時）の積込港がシステム内空港の場合は、当該積込港と、申請官署の管轄する積込港が一致すること。
 - ③許可時（輸出許可内容変更されている場合は、直前の輸出許可内容変更承認時）の積込港がシステム外空港の場合は、当該積込港を管轄する税関と、申請官署を管轄する税関が一致すること。
- (G) 申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、あて先官署は外郵便官署でないこと。

5. 処理内容

(1) EAMO 1 業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 申請官署決定処理

(a) 申請官署コード欄に入力がある場合は、入力された申請官署とする。

(b) 申請官署コード欄に入力がない場合は、申告先種別コード欄ごとに、以下の項番の順で決定する。

項番	申告先種別コード欄 処理	スペース	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申請官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申請官署がシステム登録されている ④入力者の管轄税関と蔵置場の管轄税関が同一である	認定通関業者用申請官署 ただし、別送品輸出申告の場合は、蔵置場を管轄する申請官署	蔵置場を管轄する申請官署	蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける申請官署
2	以下の条件をすべて満たす場合 ①航空である ②入力者について通関業者用申請官署がシステムに登録されている	通関業者用申請官署	通関業者用申請官署	
3	上記以外の場合	蔵置場を管轄する申請官署	蔵置場を管轄する申請官署	

(C) 内部処理起動処理

処理対象のHAWB番号及びHAWB番号に係る申告等番号単位に処理を分割し、内部処理を行う。

(D) 継続処理

EAM業務より継続してEAMO 1 業務が行われ、呼び出し可能なHAWB情報が30件を超える場合、入力されたMAWB番号に関連付けられているHAWB情報のうち、以下の条件で入力者が呼び出し可能なHAWB情報を抽出する。なお、HAWB番号に枝番がある場合は、全ての枝番のHAWB番号を抽出対象とする。

(a) 入力されたMAWB番号で混載仕立てされているHAWB情報であること。

(b) 入力された通関蔵置場に蔵置されているHAWB情報であること。

(c) 変更前積込港が入力された場合は、入力された変更前積込港で輸出等許可された旨が登録されているHAWB情報であること。

(d) 入力者が通関業で、HAWB情報が輸出等申告済みの場合は、以下のいずれかであること。

①入力者が申告者であるHAWB情報。

②入力者が申告者と異なる場合、入力者との業務の受委託関係がシステムへ登録されている利用者が申告者であるHAWB情報。

(e) 入力者が通関業で、HAWB情報が輸出等未申告の場合は、以下のいずれかであること。

①入力者が通関依頼先であるHAWB情報。

②入力者が通関依頼先と異なる場合、入力者との業務の受委託関係がシステムへ登録されている利用者が通関依頼先であるHAWB情報。

(f) 入力者が混載業の場合は、入力者または入力者と利用者略称が同一の利用者が混載仕立てを行った HAWB 情報であること。

(E) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(F) 注意喚起メッセージ出力処理

- ①内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。
- ②EAM業務より継続してEAM01業務が行われ、抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。
- ③EAM業務より継続してEAM01業務が行われ、抽出条件に対する対象データが残存しない場合は、登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

(2) 内部処理の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 申請先部門の決定処理

申告先種別コード欄等に入力された内容に基づき、申請先部門を決定する。ただし、申請先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

(C) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(D) 蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、入力された内容に基づき、蔵置部門を決定する。

(E) 申告等番号の枝番払い出し処理

申告等番号の枝番を払い出す。

(F) 審査区分選定処理

入力された内容に基づき審査区分選定処理を行う。

(G) 通関関係書類(原紙)提出要否判定処理

入力された申告等番号が輸出等申告番号の場合は、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類(原紙)の提出要否を判定する。

(H) 通関関係書類提出要否判定処理

入力された申告等番号が輸出等申告番号の場合で、「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」に選定された場合は、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(I) 保税運送期間設定処理

承認となった場合(特定輸出申告を除く)は、当該申請に係る「通関蔵置場を管轄する税関」と「承認貨物の積込港を管轄する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。

(J) 輸出申告DB処理

入力された申告等番号が輸出等申告番号の場合は、以下の処理を行う。

- ①入力内容を輸出申告DBに登録・更新する。
- ②旧申告番号の申告情報に削除の旨を設定する。

(K) 輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力された申告等番号が輸出マニフェスト通関申告番号の場合は、以下の処理を行う。

- ①入力内容を輸出マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。
- ②旧申告番号の申告情報に削除の旨を設定する。

(L) 別送品輸出申告DB処理

入力された申告等番号が別送品輸出申告番号の場合は、以下の処理を行う。

- ①入力内容を別送品輸出申告DBに登録・更新する。
- ②旧申告番号の申告情報に削除の旨を設定する。

(M) 輸出貨物情報DB処理

処理された内容で輸出貨物情報DBを更新する。

(N) 時間外執務要請届使用実績DB処理

内部処理が税関の開庁時間外に行われた場合は、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(O) 添付ファイル管理DB処理

入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。

- ①手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。
- ②「通関関係書類（原紙）提出要否判定処理」、または「通関関係書類提出要否判定処理」の判定結果を添付ファイル管理DBに登録する。
- ③承認となった場合は、承認された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(P) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」参照。

6. 出力情報

(1) EAMO1業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出許可内容変更申請 （積込港一括変更）呼 出し結果情報	EAM業務より継続してEAMO1業務が行われ、抽 出条件に対するHAWB情報が残存する場合	入力者

(2) 内部処理の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出許可等内容変更申請控情報 ^{*1}	輸出等申告で承認とならなかった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出許可内容変更申請控情報 ②積戻し許可内容変更申請控情報 ③特定輸出許可内容変更申請控情報 ④展示等積戻し許可内容変更申請控情報	入力者
輸出許可等内容変更通知情報 ^{*1}	輸出等申告で承認となった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出許可内容変更通知情報 ②積戻し許可内容変更通知情報 ③特定輸出許可内容変更通知情報 ④展示等積戻し許可内容変更通知情報	入力者 ^{*2}
		輸出者 ^{*4}
輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控情報	輸出マニフェスト通関申告で承認とならなかった場合	入力者
輸出許可内容変更通知情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告で承認となった場合	入力者 ^{*2}
		輸出者 ^{*4}
別送品輸出許可内容変更申請控情報	別送品輸出申告で承認とならなかった場合	入力者
別送品輸出許可内容変更通知情報	別送品輸出申告で承認となった場合	入力者 ^{*2}
輸出申告情報（レコーダ）	輸出等申告の場合	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） ^{*3}
輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ）	輸出マニフェスト通関申告の場合	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） ^{*3}
別送品輸出申告情報（レコーダ）	別送品輸出申告の場合	税関（別送品担当部門）
		税関（別送品担当部門） ^{*3}

(※1) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E03「輸出許可内容変更通知情報等について」を参照。

(※2) 当初申告者と入力者が同一でない場合は、当初申告者にも出力

(※3) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。

(※4) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

7. 特記事項

- (1) 変更識別コードは「S：船（機）名変更」として処理する。
- (2) 本業務の内部処理では、輸出等許可内容変更の事項登録及び申請を併せて行う。なお、「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務等の船（機）名変更で入力可能な項目の内、本業務の入力項目となっていない情報については、該当の輸出申告情報から補完を行い処理する。
- (3) 本業務は下記の制限がある。
 - ①申請官署は通関蔵置場を管轄する税関または当初許可税関であること。
 - ②処理対象のHAWB情報が一部でもULDに積付けされている場合は、本業務を行えない。ULDへの積付けを取り消した上で本業務を実施する。
 - ③処理対象のHAWB情報が複数の蔵置場に蔵置されている場合は、本業務を行えない。同一蔵置場に蔵置した後に本業務を実施する。
 - ④処理対象のHAWB情報に対して、「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務により、不積返送承認の旨が登録されている場合は、本業務を行えない。個別に輸出等許可内容変更申請を行う。
- (4) 下記の条件に合致するHAWB情報は、輸出許可後積込港一括変更呼出し結果情報の処理識別に「X（処理対象外）」を出力する。
 - (A) HAWB情報の条件
 - (a) 入力された変更後積込港で既に許可済みである。
 - (b) 入力された通関蔵置場に全量蔵置されていない。
 - (c) 仮陸揚げ貨物である。
 - (d) システム外許可済である。
 - (e) 輸出等許可済でない。
 - (f) 輸出等許可内容変更の事項登録中または申請中である。
 - (g) 仕分けまたは仕合せされている場合で、取扱確認が行われていない。
 - (h) 訂正保留となっている。
 - (i) 搭載完了登録がされている。
 - (j) 以下の登録がされている。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
 - (k) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合で、税関による事故確認が登録されていない。
 - (l) 他所蔵置場所で通関する場合で、他所蔵置許可申請番号が登録されていない、または許可期間外である。
 - (m) 別送品輸出申告以外で、UBG貨物である。
 - (n) 別送品輸出申告で、UBG貨物でない。
 - (o) 携帯品貨物である。
 - (p) ULDに積付けされている。
 - (B) 申告情報の条件
 - (a) HAWBに登録されている申告等番号が、輸出申告または輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合で、以下のいずれかの登録がされている。
 - <A>税関により以下の登録がされている。
 - ①「輸出取止再輸入許可」
 - ②「積戻し取止」（輸出申告の場合のみ）
 - ③「不積返送承認」
 - ④「輸出等許可後の手作業移行」

- ⑤「積込港変更」
- ⑥「数量変更」
- ⑦「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」
- ⑧「特定輸出許可取消」（輸出申告の場合のみ）

＜B＞E E A業務が行われている。

（b）HAWBに登録されている申告等番号が、別送品輸出申告に係る申告番号の場合で、税関により以下の登録がされている。

- ①「別送品輸出取止再輸入許可」
- ②「別送品不積返送承認」
- ③「別送品輸出許可後の手作業移行」
- ④「積込港変更」
- ⑤「数量変更」

（c）入力者が通関業以外で、通関蔵置場が入力者の管轄区域外である場合で、許可時の積込港を管轄する税関と、許可時のあて先官署を管轄する税関が一致する場合。